

## ◆ 危険物等災害対策計画



## 第1編 総 則

### 第1章 計画の目的

この計画は、危険物、高圧ガス、都市ガス等の漏洩・流出、火災、爆発の発生、火薬類の火災、爆発の発生、毒物・劇物の飛散、漏洩・流出の発生、原子力発電施設以外からの放射線障害の発生等により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「危険物等事故」という。）に救助・救急活動、医療活動、消火活動及び避難収容活動を実施するため、亀岡市、亀岡市地域防災計画一般対策・災害予防計画編（以下「一般編」という。）第1編第2章第2節に規定する防災機関及びこの計画において規定する防災機関（以下「関係防災機関」という。）及び関係団体並びに事故原因者が直ちにとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、この計画に定めない事項については、亀岡市地域防災計画に基づき運用するものとする。

### 第2章 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があると認められるときは、修正を行う。

### 第3章 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

危険物等事故に関し関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、一般編第1編第2章第2節に定めるところによるほか次のとおりとする。

#### 1 亀 岡 市

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係機関への連絡通報
- (2) 関係防災機関との調整
- (3) 死傷病者の救出、救護（搬送・収容）
- (4) 死傷病者の身元確認
- (5) 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- (6) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難指示
- (7) 京都府又は他の市町村等に対する応援要請
- (8) 危険物等に対する規制
- (9) 亀岡市医師会に対する活動要請

#### 2 京都中部広域消防組合

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係機関への連絡通報
- (2) 負傷者の救出、救護（搬送・収容）
- (3) 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- (4) 危険物等に対する規制

#### 3 京 都 府

- (1) 的確な情報の収集及び関係防災機関への通報
- (2) 被害の状況に応じた事故警戒体制又は事故対策本部・支部の設置
- (3) 関係防災機関への協力要請
- (4) 関係防災機関との連絡調整
- (5) 京都府救護班の出動

- (6) 日本赤十字社京都府支部及び京都府医師会、公立、私立医療機関等に対する活動の要請
- (7) 危険物等に関する指導取締

#### 4 亀岡警察署

- (1) 関係防災機関との連携強化
- (2) 被害情報の収集及び被害実態の把握
- (3) 被災者の救出・救助
- (4) 避難誘導、立入禁止区域の設定及び交通規制
- (5) 事故現場及びその周辺の警戒警備
- (6) 遺体の検視及び身元の確認
- (7) 行方不明者の捜索
- (8) 危険物等に関する指導取締
- (9) その他事故災害に必要な警察活動

#### 5 中部近畿産業保安監督部（近畿支部）

- (1) 事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡・通報
- (2) 高圧ガス、都市ガス、火薬類に関する指導取締

### 第4章 事故原因事業者等の責務

危険物等事故の原因事業者の主要な責務は次のとおりとする。

- 1 亀岡市、京都府、京都中部広域消防組合及び亀岡警察署等関係防災機関に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び亀岡市との連絡・協議
- 2 現地、事業所等における事故対策本部の設置
- 3 関係防災機関の設置する合同対策本部への責任者の派遣
- 4 現地における救助・医療その他の応急措置
- 5 死傷病者の身元確認及び家族への通知
- 6 見舞人、遺族の受入れ及び整理並びに問合せへの対応
- 7 関係防災機関に対する土地建物等の施設その他必要な資機材の貸与又は提供等
- 8 被害者の損害に対する補償対応

### 第5章 広域的な活動体制

亀岡市は、平常時から関係防災機関等との連絡を密にし、危険物等事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行えるよう広域的な活動体制の確立に万全を期するものとする。

また、亀岡市は、一般編第2編第2章第18節「受援計画」及び亀岡市地域防災計画震災対策計画編（以下「震災編」という。）第2編第1章第4節「応援の要請・受入れ」に基づき、近隣市町村、府外を含む遠隔の市町村など、複数の市町村との相互応援体制を確保するため、防災応援協定の締結を推進するものとする。

## 第2編 予防計画

### 第1章 情報連絡体制の整備

#### 第1 情報収集・連絡体制の整備

危険物等の貯蔵・取扱を行う事業者（以下「事業者」という。）、亀岡市、京都府等関係防災機関は、危険物等事故が発生した場合に、人命救助や被害の拡大等を防止し、地域住民、付近施設及び通行車両の安全確保を図るため、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備しておくものとする。（情報連絡系統図のとおり）

#### 第2 情報通信手段の整備

亀岡市、京都府等関係防災機関は、一般編第2編第2章第2節「情報収集伝達体制の整備」に基づき、危険物等事故時の情報通信手段の確保に努めるものとする。

#### 第3 情報の分析及び整理

- 1 亀岡市、京都府等関係防災機関は、平常時より、地域気象等の自然情報、社会情報等防災関連情報の収集及び整理に努めるものとする。
- 2 亀岡市、京都府等関係防災機関は、収集した情報を的確に分析及び整理するための体制の整備を推進するものとし、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析・整理するものとする。

#### 第4 気象情報の伝達

京都地方気象台は、亀岡市地域防災計画風水害等対策計画編第2編第1章第1節「気象予警報等の収集・伝達」に基づき、気象情報等を適時かつ的確に発表するものとする。

### 第2章 防災活動体制の整備

#### 第1 職員の体制

事業者及び亀岡市、京都府等関係防災機関は、それぞれの機関の実情に応じ、職員の非常参集体制の整備を図る。

また、必要に応じ、応急活動のためのマニュアル等を作成し、職員に周知するとともに、訓練等を行う。

#### 第2 関係防災機関相互の連携

関係防災機関相互の連携については、一般編第2編第2章第4節「消防・救助・救急体制の整備」によるものとし、関係防災機関は平常時より相互の連携強化に努める。

#### 第3 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

##### 1 救助・救急活動

亀岡市、京都中部広域消防組合は、救助工作車、救急車等の車両及び応急処置の実施に必要な救助・救急用資機材の整備に努める。

##### 2 医療活動

亀岡市、京都府及び医療機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

### 3 消火活動

亀岡市、京都中部広域消防組合は、平常時より機関相互間の連携強化を図る。

また、京都中部広域消防組合及び事業者は、危険物の種類に対応した化学消火薬剤の備蓄及び化学消防車等の整備促進に努める。

### 第4 危険物流出防備体制の整備

亀岡市、京都府等関係防災機関は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備に努める。

### 第5 緊急輸送活動体制の整備

- 1 亀岡警察署及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。
- 2 災害時の交通規制を円滑に行うため、亀岡警察署、近畿地方整備局京都国道事務所等は、平常時から機関相互間の連携強化を図る。
- 3 亀岡警察署は、発災後において、交通規制箇所及び緊急交通路を通行する際の手続き等について周知を図る。

### 第6 避難地及び避難路の整備

- 1 亀岡市、大規模収容施設管理者等は、危険物等事故現場周辺住民を安全な場所に避難させるため、避難地及び避難経路の選定と確保を行い、あらかじめ避難計画を作成する。
- 2 避難計画の作成に当たっては、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう。）に配慮した計画となるように努める。

## 第3章 危険物等保安措置

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物及び原子力発電施設以外からの放射線物質対策については、一般編第2編第1章第5節「危険物等災害予防対策の推進」に定めるところによるほか、事業者及び亀岡市、国、京都府等関係防災機関は次の措置を講ずるものとする。

### 第1 危険物等関係施設の安全性の確保

- 1 事業者は、関係法令で定める技術基準、自主保安規程等を遵守するとともに、自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を促進する。
- 2 亀岡市、国、京都府等関係防災機関は、その所管する業務に従い、危険物等関係施設に対する立入検査の実施により、施設の安全性の確保に努めるものとする。

また、事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の強化を図る。

### 第2 施設、設備の応急復旧活動

事業者は、施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。

### 第3 防災業務関係者の安全確保

亀岡市、国、京都府等関係防災機関は、応急対策活動中の安全確保のための資機材をあらかじめ整備する。

#### 第4 防災訓練の実施

危険物等事故を想定して、防災体制の強化を図るため、亀岡市、京都中部広域消防組合、自衛防災組織、亀岡警察署等関係防災機関が一体となり、実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

#### 第5 各種資料の整備・保存

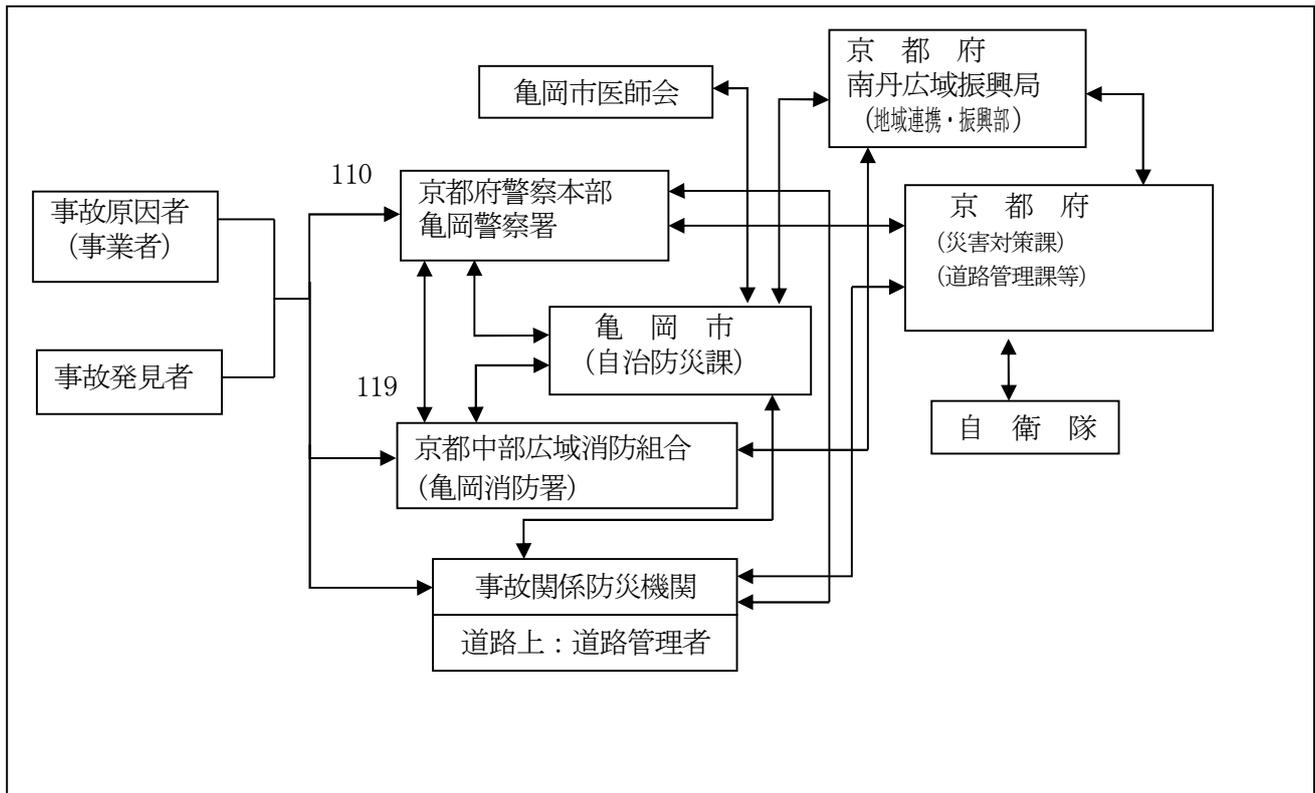
事業者等は、円滑な事故復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備するよう努める。

#### 第6 防災知識の普及啓発

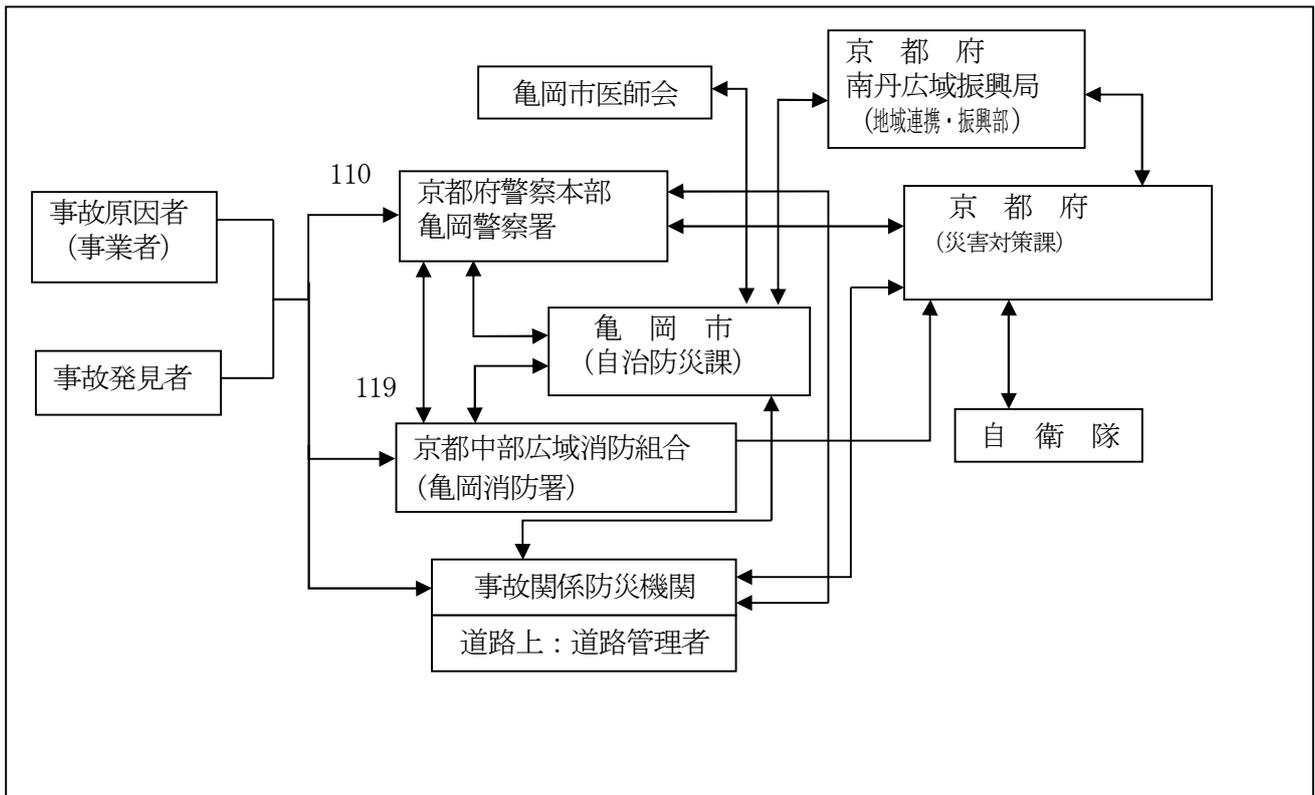
亀岡市、国、京都府等関係防災機関は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、事業者、住民等に対し、その危険性を周知するとともに、事故発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及啓発を図る。

#### 情報連絡系統図

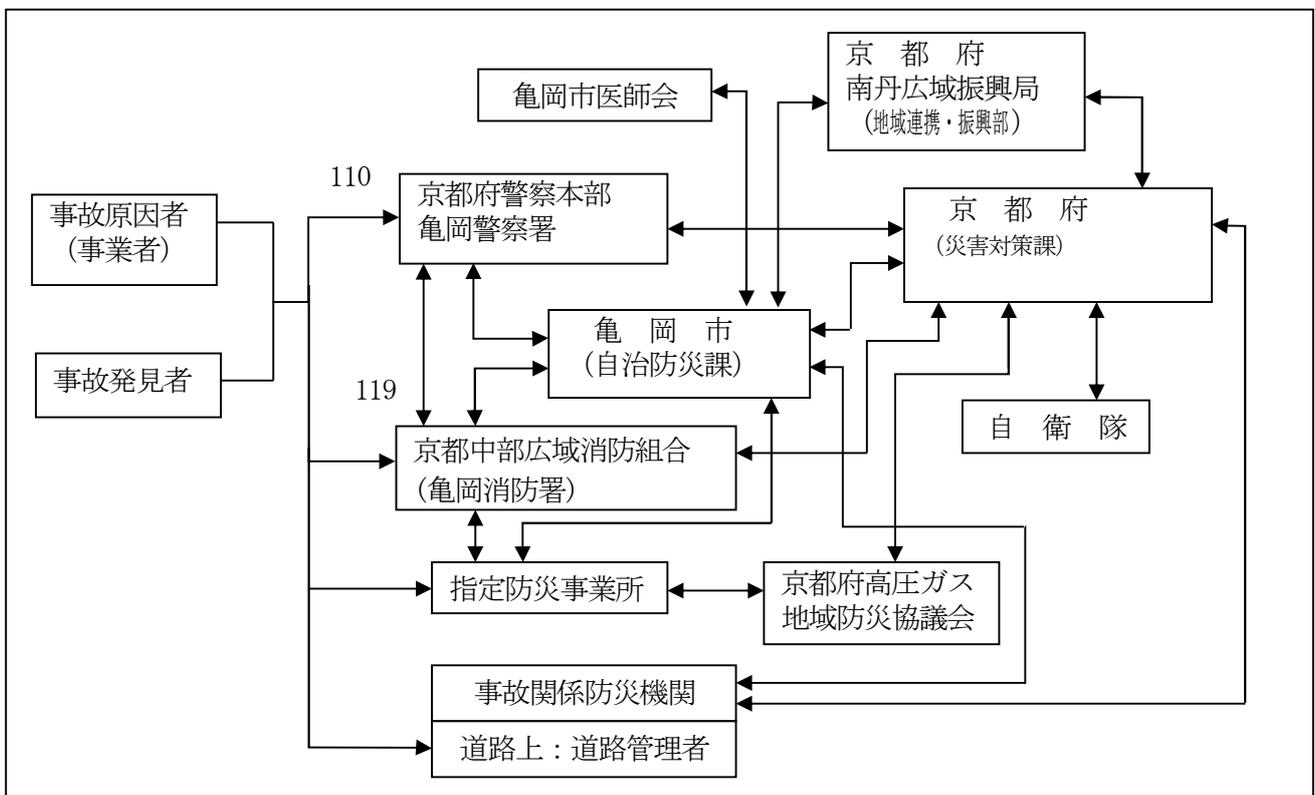
##### (1) 危険物事故



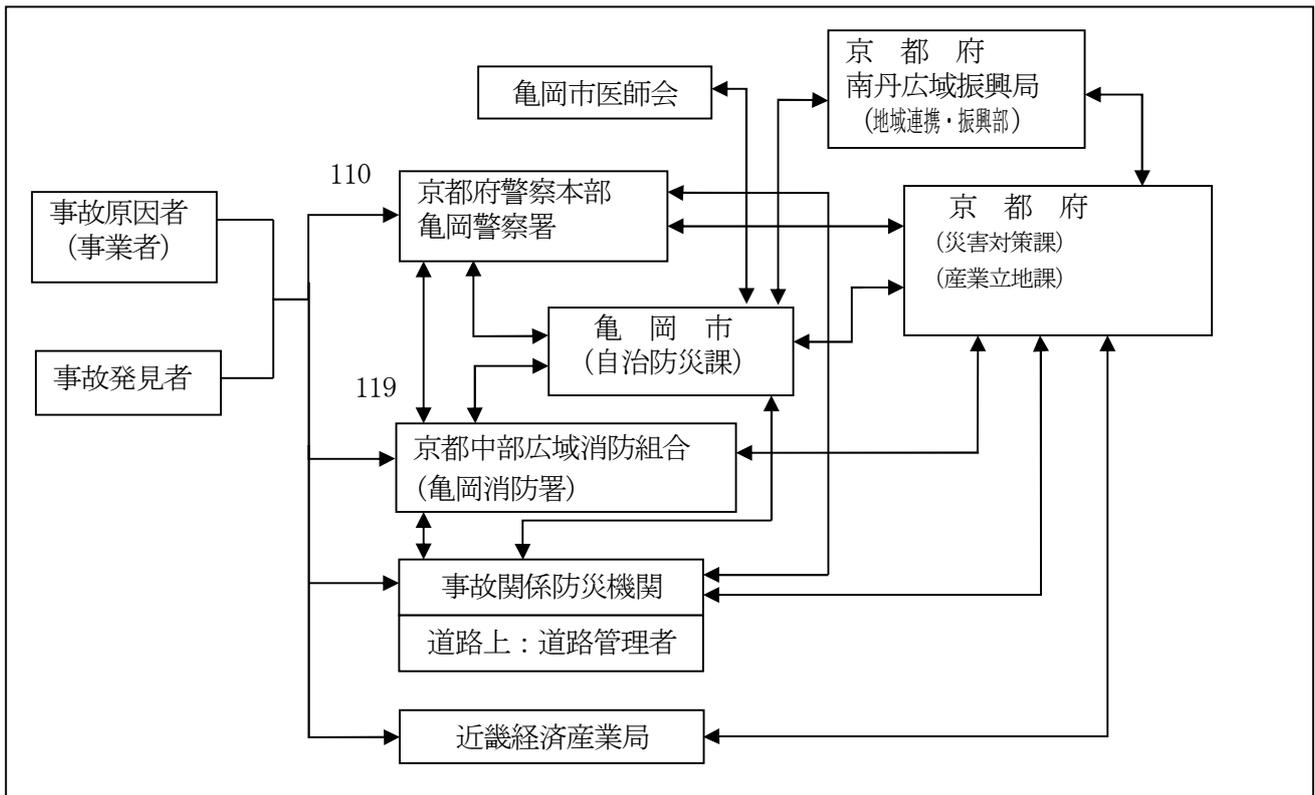
(2) 火薬類事故



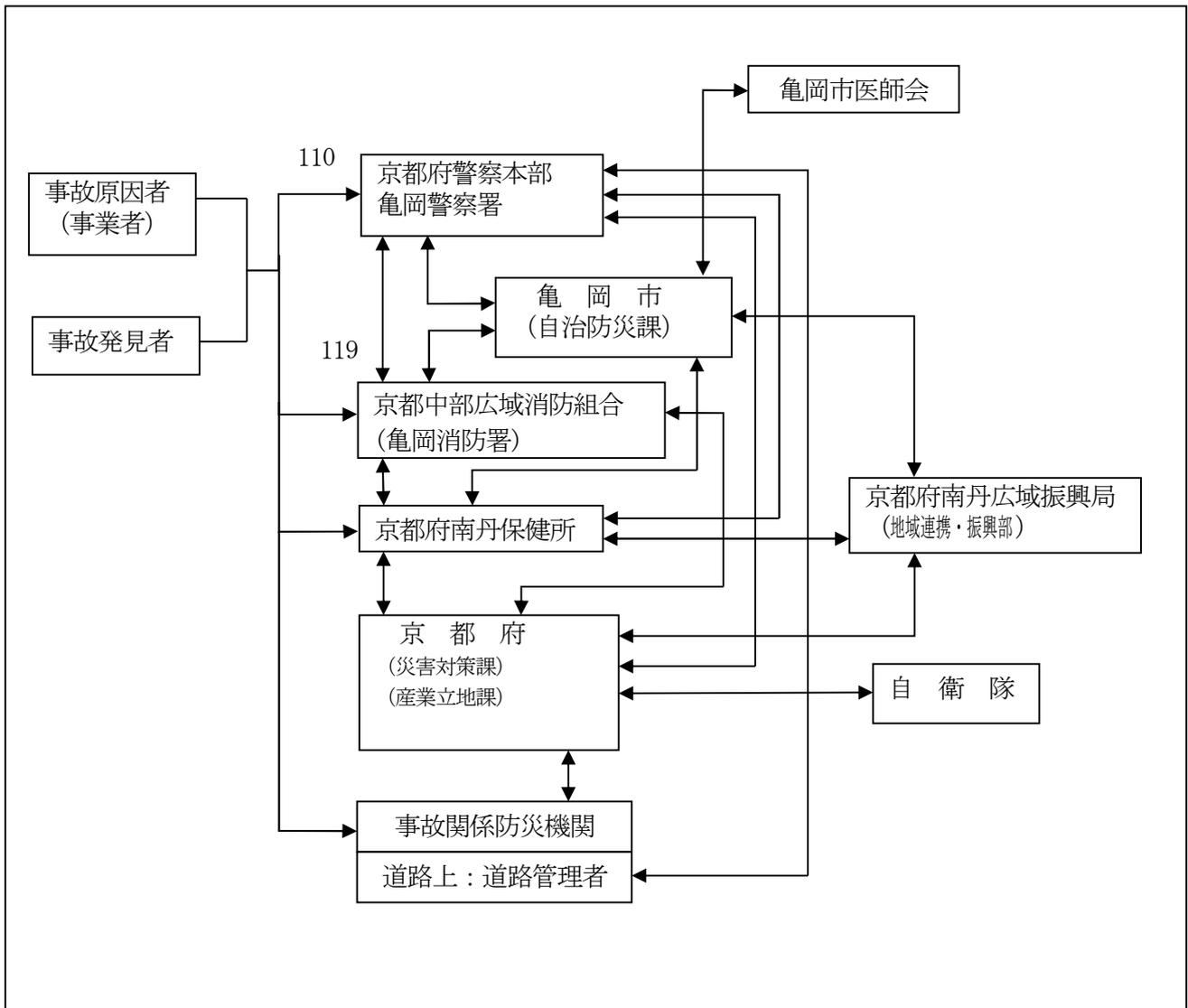
(3) 高圧ガス事故



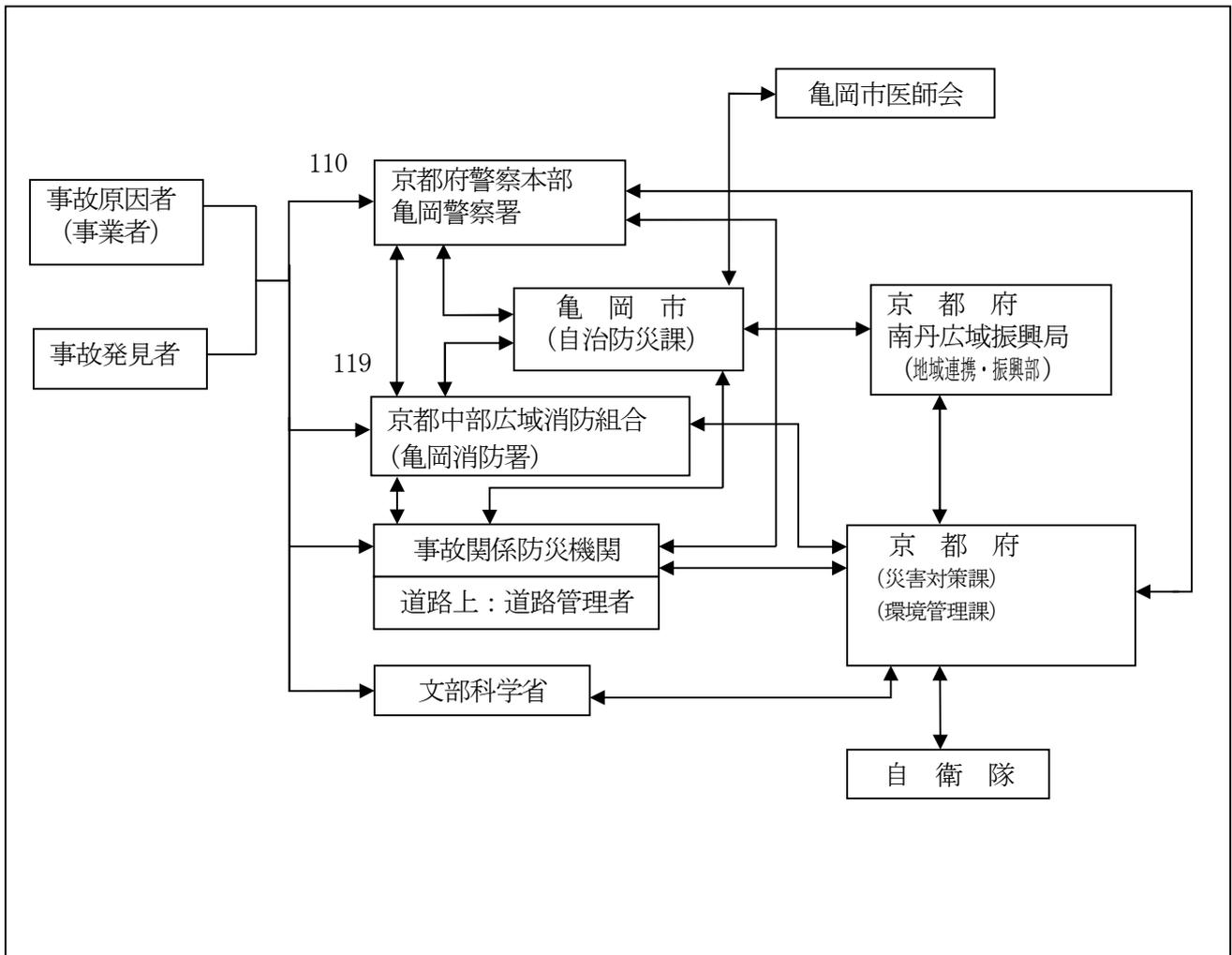
(4) 都市ガス事故



(5) 毒物・劇物事故



(6) 原子力発電施設以外の放射線障害



## 第3編 応急対策計画

### 第1章 応急活動体制

#### 第1節 亀岡市の活動体制

##### 第1 責 務

亀岡市は、市内で危険物等事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合において、第一次的に、被害予防・応急対策を実施する機関として、関係法令、震災編第2編第1章第1節に準じて、亀岡市危険物等事故対策本部等を設置し、京都府、他の市町村等関係防災機関及び区域内の公共的団体住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて、被害の予防及び応急対策の実施に努める。

##### 第2 活動体制

震災編第2編第1章第1節によるほか、次のとおりとする。

###### 1 危険物等事故警戒体制及び事故対策本部の設置

危険物等事故が発生したときは、直ちに、被害情報の収集・集約、救急・救助等を実施し、危険物等事故警戒体制をとるが、相当な被害が予想される場合は、各部長等による協議の結果を踏まえ、亀岡市長は事故対策本部を設置する。（本部長：亀岡市長）

###### 2 危険物等事故警戒体制の組織及び要員、事故対策本部の組織及び要員

危険物等事故警戒体制の組織及び要員については震災編第2編第1章第1節に定める災害警戒本部2号配備を基準とし、事故対策本部の組織及び要員は同節に定める災害対策本部1号動員を基準とする。

#### 第2節 関係防災機関の活動体制

##### 第1 責 務

関係防災機関は、危険物等事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合において、各機関相互の緊密な確保に努め、所管の応急対策を実施するとともに、亀岡市、京都府等が実施する応急対策に協力する。

##### 第2 活動体制

関係防災機関は、その責務を遂行するための必要な体制を整備するとともに、応急対策に従事する職員の活動要領等を整備する。

### 第2章 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）

#### 第1 被害情報等の収集・伝達

亀岡市、京都府、亀岡警察署、京都中部広域消防組合等関係防災機関は、110番通報、119番通報等により、被害状況を早期に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

なお、被害情報等の収集・伝達系統は、第2編第1章第1の「情報連絡系統図」のとおりとする。

## 1 事故原因者等

事故原因者（事業者）及び事故発見者は、危険物等事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、電話、電信、その他最も早く到達する手段により、直ちに最寄りの消防署、警察署等関係防災機関にその旨を通報する。

## 2 亀岡市

亀岡市は、危険物等事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、本計画の定めるところにより、速やかにその状況を取りまとめて、京都府知事（京都府事故対策本部長）に報告するものとする。

## 3 京都中部広域消防組合

京都中部広域消防組合は、消防庁が定める火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）に基づき、即報基準に該当する危険物等災害が発生した場合は、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く京都府知事に報告するものとする。

なお、下記に示す危険物等事故が発生し、被害が発生した場合は、第一報を消防庁に対しても、報告するものとする。

### （1）危険物等に係る事故

ア 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬類等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で500㎡程度以上の区域に影響を与えたもの又は与えるおそれがあるもの

イ 危険物等を貯蔵し又は取扱う施設からの危険物の漏えい事故で、次に該当するもの

① 河川へ危険物等が流出したもの又は流出するおそれがあるもの

② 大規模タンクからの危険物等の漏えい等

### （2）市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

## 4 京都府

（1）京都府は、事業者、亀岡市、亀岡警察署等関係防災機関から受けた情報を国の危険物等取扱規制担当機関へ連絡するとともに、国の危険物等取扱規制担当機関から受けた情報を関係防災機関等へ連絡する。

（2）京都府は、亀岡市等関係防災機関と緊密に連携して、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁へ報告する。

（3）京都府は、必要に応じ、ヘリコプター等からの画像伝送、事故現場からのテレビ会議システムの活用などにより、早期の情報収集に努める。

## 5 亀岡警察署

警察は、ヘリコプター等からの目視、撮影等により被害規模の把握を行い亀岡市、京都府等関係防災機関に連絡する。

## 6 国

国の危険物等取扱規制担当機関は、危険物等事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、その所管する業務に従い、入手した情報を京都府に連絡する。

なお、国の危険物等取扱規制担当機関は、次のとおりとする。

ア 危険物……消防庁

イ 高圧ガス、都市ガス、火薬類……近畿経済産業局

ウ 毒物・劇物……厚生労働省

エ 原子力発電施設以外の放射線障害……文部科学省

## 第2 通信手段の確保

### 1 危険物事故発生時の通信連絡

亀岡市、京都府関係防災機関が行う予報、警報及び情報伝達若しくは被害状況の収集・報告、その他の事故応急対策に必要な指示、命令等は、亀岡市防災行政無線、電話、無線通信等により速やかに行う。

要配慮者へ伝達を必要とする場合は、手話通訳士の派遣や緊急通報ファックス等の活用を図る。

### 2 非常通信の利用

人命救助、事故の救援のため、若しくは防災行政無線、有線回路等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第52条の規定による非常通信の利用を図る。

## 第3章 危険物等事故の拡大防止活動

危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物及び原子力発電施設以外からの放射線障害に係る事故については、震災編第2編第1章第8節「二次災害の防止」に定めるところにより、また、都市ガス等に係る事故については、同編第1章第12節「ライフラインの緊急対応」に定めるところにより、危険物等の種類に応じた事故の拡大防止活動を実施するほか、事業者及び亀岡市、京都府等関係防災機関は次の措置を講ずるものとする。

### 第1 事業者の設置

事業者は、危険物等事故発生事に的確な応急点検及び応急措置を講ずる。

### 第2 亀岡市、京都府等関係防災機関の措置

亀岡市、京都府等関係防災機関は、その所管する業務に従い、危険物等の流出・拡散防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずる。

## 第4章 広報・広聴

### 第1 広報担当部課及び担当者の設置

各関係防災機関ごとに、広報を担当する部・課及び担当責任者を定め、情報の収集と公表の一元化を図る。

### 第2 亀岡市の広報活動

市民への広報は、概ね次のような項目について行うものとする。

- 1 事故の発生日時及び場所
- 2 被害状況
- 3 被害者の安否情報
- 4 応急対策実施状況
- 5 市民及び被災者に対する協力及び注意事項
- 6 その他必要と認められる事項

### 第3 市民への広報要領

特に、市民に協力を要請すべき事項については、その実効性を期するため、事故の規模、今後の動向等を検討し、次に掲げる方法により、効果的かつ迅速な広報を行う。

- 1 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対し、特に報道を要請すること。
- 2 広報番組（テレビ・ラジオ）、広報紙、チラシ、文字放送等を利用すること。
- 3 インターネット（市ホームページ・防災情報かめおかメール等）を利用すること。

### 第4 広聴活動の実施

- 1 事故原因者等は、避難場所等に臨時被害相談所等を関係防災機関等の協力を得て設置し、被害者が抱える生活上の多くの不安を解消するため、被災者からの相談、要望、苦情等多様な生活等の問題について適切に相談に応じ、速やかに関係防災機関に連絡して早期解決に努める。
- 2 関係防災機関は、危険物等事故に関する、住民、近隣市町村等からの各種問い合わせに対して、相談窓口を設置するなどにより、それぞれの担当者を明らかにして対応する。

## 第5章 救助・救急、医療及び消火活動

救助・救出活動は、震災編第2編第1章第5節によるほか、次に定めるところにより、医療救護活動については、震災編第2編第1章第6節によるほか、次に定めるところによる。

### 第1 救助活動

亀岡市、京都中部広域消防組合及び亀岡警察署は、危険物等事故に対応した救助資機材等を有効に活用して、迅速かつ的確に捜索、救助活動を行う。

#### 1 情報の収集及び伝達

亀岡市、京都府、京都中部広域消防組合及び亀岡警察署は、110番通報、119番通報及び事業者からの通報等により、被害状況を早期に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

#### 2 応援要請

亀岡市、京都中部広域消防組合及び亀岡警察署は、危険物等事故の規模、態様に応じて、単独で、また保有している資機材で対応できないと予測される場合は、京都府、他市町村等に応援要請する。

### 第2 救急活動

亀岡市及び京都中部広域消防組合は、負傷者に迅速、的確な応急措置を施し、必要に応じて関係機関の協力を得て、ヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

#### 1 救急要請への対応

負傷者の搬送は、京都中部広域消防組合が保有する救急車により行うが、対応できないときは、亀岡市、京都中部広域消防組合及び京都府等で確保した車両により搬送を行う。

#### 2 医療機関等の連携

亀岡市は、迅速な医療救護活動を行うため、事故現場に救護所を設置し、状況に応じ、亀岡市医師会等の支援を得て、負傷者の応急手当等を行う。

また、京都中部広域消防組合は、救急医療情報システムを活用して、後送医療機関の重傷者等の受入状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。

負傷者が手話通訳、要約筆記等の伝達手段を必要とする場合は、関係機関の支援を得て対応する。

### 第3 消火活動

亀岡市、京都中部広域消防組合、自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

## 第6章 避難対策

危険物等事故発生時の亀岡市等関係防災機関が行う避難勧告等については、震災編第2編第1章第7節によるほか、次のとおりとする。

### 第1 避難誘導の実施

亀岡市は、人命の安全を第一に避難場所及び避難経路や火災現場の所在、その他避難に対する情報提供を行い、住民等の避難誘導を行うものとする。

### 第2 避難場所の開設及び運営管理

亀岡市は、必要に応じ避難場所を開設し、住民等に周知徹底を図るものとする。

この際、避難場所における情報伝達、食料、水等の配布、清掃等については避難者、住民等の協力を得て、常に良好なものとするよう努めるものとする。

### 第3 要配慮者対策

避難誘導及び避難場所においては、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう。）に向けた情報提供等に十分配慮するものとする。

## 第7章 交通及び輸送対策

危険物等事故における緊急輸送のための交通の確保及び緊急輸送対策については、震災編第2編第1章第11節によるほか、次のとおりとする。

### 第1 道路交通規制

交通の確保及び緊急輸送のために、亀岡警察署及び道路管理者は、相互に緊密な連絡を取り交通規制を行い、直ちに亀岡市危険物等事故対策本部等に連絡する。

- 1 京都府公安委員会及び亀岡警察署長は、危険物等事故が発生し、又は発生しようとしている場合、応急対策が的確かつ円滑に行えるようにするため緊急の必要があると認められるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することのできる区域又は道路の区間として「通行禁止区域等」を指定することができる。
- 2 道路管理者は、道路の破損欠壊、その他の事由により道路交通が危険であると認められる場合、通行の禁止及び規制を行う。

### 第2 緊急輸送対策

緊急通行車両の確認は、亀岡警察署において行う。

## 第8章 環境保全計画

### 第1 方針

危険物等事故により、大気及び公共用水域等の環境汚染が発生した場合に、市民の健康と生活環境への影響及びその拡大を防止するとともに、地域住民への被害の防止及び軽減を図る。

## 第2 環境影響の応急及び拡大防止措置

### 1 亀岡市の施策

- (1) 環境汚染に関する情報を関係防災機関等へ通知する。
- (2) 住民の生命・身体に危険が予測される場合は、住民への周知及び避難誘導を行う。
- (3) その他、京都府の行う施策に協力する。

### 2 京都府の施策

京都府は、亀岡市が行う住民等への通報、指示等に関し、必要な指導・助言その他の支援を行うとともに、次の施策を行う。

- (1) 関係防災機関等へ通報する。
- (2) 住民の生命・身体に危険が予測される場合の周知及び避難誘導について、亀岡市へ依頼又は指示する。
- (3) 環境影響調査（大気、水質、動植物等）を実施する。

## 第9章 自衛隊派遣要請

危険物等事故が発生した場合の自衛隊の派遣要請については、震災編第2編第1章第4節「3 自衛隊に対する災害派遣要請」によるものとする。

## 第4編 災害復旧計画

危険物等事故の災害復旧計画は、震災編第3編によるほか、次のとおりとする。

### 第1 復旧事業計画の作成

関係防災機関は、被災した施設等の被害状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成し、迅速かつ適切に被害を復旧するとともに、亀岡市、国又は京都府が費用の一部又は全額を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

### 第2 復旧完了予定時期の明示

関係防災機関は、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。